# ビジネスコミュファサービス契約約款

2024年 11 月1日

中部テレコミュニケーション株式会社

### 第1章 総則

第1条 約款の適用

第2条 約款の変更

第3条 用語の定義

# 第2章 ビジネスコミュファサービスの種類等 第4条 ビジネスコミュファサービスの品目等

第3章 ビジネスコミュファサービスの提供区域 第5条 ビジネスコミュファサービスの提供区域

#### 第4章 契約

第1節 第 [ 種ビジネスコミュファサービスに係る契約

第6条 契約の単位

第7条 共同契約

第8条 契約者回線の終端

第9条 ビジネスコミュファサービス区域

第10条 第 [ 種ビジネスコミュファ契約申込の方法

第11条 第 [種ビジネスコミュファ契約申込の承諾

第12条 最低利用期間

第13条 品目等の変更

第14条 契約者回線の移転

第15条 契約者回線の異経路

第16条 その他の契約内容の変更

第17条 利用の一時中断

第18条 利用権の譲渡の禁止

第19条 第 I 種契約者が行う第 I 種ビジネスコミュファ契約の解除

第20条 当社が行う第 [種ビジネスコミュファ契約の解除

第21条 契約者回線の提供ができなくなった場合の措置

第22条 その他の提供条件

#### 第2節 第Ⅱ種ビジネスコミュファサービスに係る契約

第23条 契約者回線の終端

第24条 第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約申込の方法

第25条 第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約申込の承諾

第26条 最低利用期間

第27条 品目等の変更

第28条 契約者回線の移転

第29条 契約者回線の異経路

第30条 その他の契約内容の変更

第31条 第Ⅱ種契約者が行う第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約の解除

第32条 当社が行う第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約の解除

第33条 その他の提供条件

### 第5章 付加機能

第34条 付加機能の提供

第35条 付加機能の廃止

### 第6章 端末設備の提供等

第36条 端末設備の提供

第37条 端末設備の利用の一時中断

#### 第7章 回線相互接続

第38条 当社又は他社の電気通信回線の接続

第39条 他社接続回線との相互接続

第40条 他社接続回線の接続変更

第 41 条 接続休止

第42条 相互接続点の所在場所の掲示等

#### 第8章 利用中止等

第43条 利用中止

第 44 条 利用停止

### 第9章 通信等

第45条 通信利用の制限等

### 第10章 料金等

第46条 料金及び工事に関する費用

第47条 料金の支払義務

第48条 工事費の支払義務

第49条 線路設置費の支払義務

第50条 設備費の支払義務

第51条 債権の譲渡

第52条 料金の計算方法等

第53条 料金等の支払いの連帯責任

第54条 割増金

第55条 遅延損害金

#### 第11章 保守

第56条 契約者の維持責任

第57条 契約者の切分責任

第58条 修理又は復旧の順位

#### 第12章 損害賠償

第59条 責任の制限

第60条 免責

第13章 雜則

- 第61条 承諾の限界
- 第62条 利用に係る契約者の義務
- 第63条 契約者以外に使用させる場合の契約者の義務
- 第64条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等
- 第65条 技術的事項及び技術資料の閲覧
- 第66条 法令に規定する事項
- 第67条 注意喚起
- 第 68 条 附帯サービス
- 第69条 閲覧

### 別記

- 1 ビジネスコミュファサービスの提供区域等
- 2 契約者の地位の承継
- 3 契約者の氏名等の変更
- 4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等
- 5 自営端末設備の接続
- 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 7 自営電気通信設備の接続
- 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 9 当社の維持責任
- 10 新聞社等の基準
- 11 技術資料の項目
- 12 IPアドレス及びドメイン名に係る申請手続きの代行等
- 13 インターネット接続機能における禁止事項
- 14 管轄裁判所

### 料金表

通則

第1表 料金

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

第2 線路設置費

第3 設備費

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 ドメイン名取得申請手数料

第2 ドメイン名維持料

### 別表

基本的な技術的事項

附則

#### 第1章 総則

#### (約款の適用)

第1条 当社はこのビジネスコミュファサービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これによりビジネスコミュファサービスを提供します。

#### (約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、本サービスに係る Web サイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定された本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の規約によります。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

田 新	田恵の辛吐
用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信
	設備を他人の通信の用に供すること
3 第 I 種ビジネスコミュファ収	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコ
容網	ル、若しくはイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電
	気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設
	備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
	をいいます。以下同じとします。)
4 第Ⅱ種ビジネスコミュファ収	別記1に定める提供区域内から、相互接続点までの間の伝送路におい
容網	て、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロ
	トコル、若しくはイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うため
	の電気通信回線設備
5 第 I 種ビジネスコミュファサ	第 I 種ビジネスコミュファ収容網を使用して行う電気通信サービス
ービス	
6 第 Ⅱ 種ビジネスコミュファサ	第Ⅱ種ビジネスコミュファ収容網を使用して行う電気通信サービス
ービス	
7 ビジネスコミュファサービス	第Ⅰ種ビジネスコミュファサービス、又は第Ⅱ種ビジネスコミュファサー
	ビス
8 ビジネスコミュファサービス	電気通信設備を設置し、それによりビジネスコミュファサービスを提供す
取扱局	る当社の事業所
9 ビジネスコミュファサービス	ビジネスコミュファサービスに関する業務を行う当社の事務所
取扱所	
10 取扱局交換設備	ビジネスコミュファサービス取扱局に設置される交換設備(その交換設
	備に接続される設備等を含みます)
11 第 I 種ビジネスコミュファ契	当社から第1種ビジネスコミュファサービスの提供を受けるための契約
12 第Ⅱ種ビジネスコミュファ契	   当社から第Ⅱ種ビジネスコミュファサービスの提供を受けるための契約
約	コロルラカェ   生にノイハコニエノアケー これの)たけで又けるにのの大小
13 ビジネスコミュファ契約	第Ⅰ種ビジネスコミュファ契約、又は第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約
14 第 I 種契約者	当社と第 I 種ビジネスコミュファ契約を締結している者

15 第Ⅱ種契約者	当社と第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約を締結している者
16 契約者	第Ⅰ種契約者、又は第Ⅱ種契約者
17 契約者回線	ビジネスコミュファ契約に基づいてビジネスコミュファサービス取扱局内 に設置された取扱局交換設備と契約者が指定する場所との間に設置さ れる電気通信回線
18 契約者回線等	(1)契約者回線 (2)契約者回線に付随して当社が必要により設置する電気通信設備
19 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律 第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事 業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の 相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信 設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基 づく接続に係る電気通信設備の接続点
20 他社接続回線	相互接続点において当社の電気通信回線と相互に接続する電気通信 回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの
21 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
22 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
23 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
24 技術基準等	端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)及び端末設備等の接続 の技術的条件
25 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス等によって割り当てられる組織等を示す名称
26 固定 IP アドレスサービス	IP アドレスを固定して利用するサービス
27 消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
28 ホームゲートウェイ	契約者回線の終端に接続され、当社がビジネスコミュファ光電話サービス契約約款に基づいて提供する光電話サービス(以下「光電話サービス」といいます。)の音声その他の音響の伝送を仲介するための機能及びブロードバンドルータ機能を提供する端末設備
29 複数セッション接続サービス	1回線で最大 5 セッションまで同時接続が可能となるサービス

#### 第2章 ビジネスコミュファサービスの種類等

(ビジネスコミュファサービスの品目等)

第4条 当社が提供するビジネスコミュファサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第 I 種ビジネスコミュファサービス	第 I 種ビジネスコミュファ収容網を使用して行う電気通信サービス
第 Ⅱ 種ビジネスコミュファサービス	第 Ⅱ 種ビジネスコミュファ収容網を使用して行う電気通信サービス

2 当社が提供するビジネスコミュファサービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目及び細目があります。

# 第3章 ビジネスコミュファサービスの提供区域

(ビジネスコミュファサービスの提供区域)

第5条 当社のビジネスコミュファサービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

### 第4章 契約

第1節 第 I 種ビジネスコミュファサービスに係る契約

#### (契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の第 [ 種ビジネスコミュファ契約を締結します。

### (共同契約)

- 第7条 当社は、1の契約者回線について、契約者が2人以上となる第 I 種ビジネスコミュファ契約(以下「共同契約」といいます。)を締結することがあります。
- 2 前項の場合、第 I 種契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

#### (契約者回線の終端)

- 第8条 当社は、第 I 種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、第 I 種契約者と協議します。
- 3 当社は、第1項により当社が設置する回線終端装置を料金表に定めるところにより提供します。

#### (ビジネスコミュファサービス区域)

- 第9条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。
- 2 当社は、当社が指定するビジネスコミュファサービス取扱所においてその収容区域及び加入区域を閲覧に 供します。

#### (第 I 種ビジネスコミュファ契約申込の方法)

- 第 10 条 第 I 種ビジネスコミュファ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の 契約申込書をビジネスコミュファサービス取扱所に提出していただきます。
  - (1) 第 I 種ビジネスコミュファサービスの品目及び細目
  - (2) 契約者回線の終端の設置場所
  - (3) その他第 I 種ビジネスコミュファサービスの内容を特定するため必要な事項

#### (第 I 種ビジネスコミュファ契約申込の承諾)

- 第 11 条 当社は、第 I 種ビジネスコミュファ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 I 種ビジネスコミュファ契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
  - (2) 第 I 種ビジネスコミュファサービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。
  - (3) 第 I 種ビジネスコミュファ契約の申込者がビジネスコミュファサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
  - (4) その他第 I 種ビジネスコミュファサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

#### (最低利用期間)

- 第 12 条 第 I 種ビジネスコミュファサービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、第 I 種ビジネスコミュファサービスの提供を開始した日から起算して 1 年間とします。
- 3 第 I 種契約者は、前項の最低利用期間内に第 I 種ビジネスコミュファ契約の解除があった場合は、当社が 定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

#### (品目等の変更)

- 第 13 条 第 I 種契約者は、第 I 種ビジネスコミュファサービスの品目及び細目の変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 11 条(第 I 種ビジネスコミュファ契約申込の承諾)の規定に準じて 取り扱います。

### (契約者回線の移転)

- 第14条 第 I 種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 11 条(第 I 種ビジネスコミュファ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (契約者回線の異経路)

第 15 条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、第 I 種契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

### (その他の契約内容の変更)

- 第 16条 当社は、第 I 種契約者から請求があったときは、第 10条(第 I 種ビジネスコミュファ契約申込の方法) に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 11 条(第 I 種ビジネスコミュファ契約申込の承諾)の規定に準じて

取り扱います。

#### (利用の一時中断)

第 17 条 当社は、第 I 種契約者から請求があったときは、第 I 種ビジネスコミュファサービスの利用の一時中断(そのビジネスコミュファサービスに係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

#### (利用権の譲渡の禁止)

第 18 条 利用権(第 I 種契約者が第 I 種ビジネスコミュファ契約に基づいて第 I 種ビジネスコミュファサービスの提供を受ける権利をいいます。)は、譲渡することができません。

### (第 I 種契約者が行う第 I 種ビジネスコミュファ契約の解除)

- 第 19 条 第 I 種契約者は、第 I 種ビジネスコミュファ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめビジネスコミュファサービス取扱所に書面により通知していただきます。
- 2 前項により、第 I 種ビジネスコミュファ契約を解除する場合、第 I 種契約者が所有又は占有する敷地、家屋、 構築物等の復旧を要するときには、第 I 種契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

#### (当社が行う第 I 種ビジネスコミュファ契約の解除)

- 第 20 条 当社は、第 44 条(利用停止)の規定によりビジネスコミュファサービスの利用を停止された第 I 種契約者が、その事実を解消しないときは、第 I 種ビジネスコミュファ契約を解除することがあります。
- 2 当社は、契約者が第 44 条(利用停止)第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第 44 条(利用停止)の規定にかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないで第 I 種ビジネスコミュファ契約を解除することがあります。
- 3 当社は、第 I 種契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、第 I 種ビジネスコミュファ契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前三項の規定により第 I 種ビジネスコミュファ契約を解除しようとするときは、あらかじめ第 I 種契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5 第1項乃至第3項の規定による第 I 種ビジネスコミュファ契約の解除にあたり、第 I 種契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧を要する場合には、第 I 種契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

#### (契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

- 第 21 条 当社は、当社及び第 I 種契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、第 I 種契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、第 I 種ビジネスコミュファ契約を解除することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により、第 I 種ビジネスコミュファ契約を解除しようとするときは、あらかじめ第 I 種契約者に通知します。

#### (その他の提供条件)

第 22 条 第 I 種ビジネスコミュファ契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3によります。

第2節 第Ⅱ種ビジネスコミュファサービスに係る契約

#### (契約者回線の終端)

第23条 当社は、第Ⅱ種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最

短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、第Ⅱ種契約者と協議します。
- 3 当社は、第1項により当社が設置する回線終端装置を料金表に定めるところにより提供します。

#### (第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約申込の方法)

- 第 24 条 第 Ⅱ 種ビジネスコミュファ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の 契約申込書をビジネスコミュファサービス取扱所に提出していただきます。
  - (1) 第Ⅱ種ビジネスコミュファサービスの品目及び細目
  - (2) 契約者回線の終端の設置場所
  - (3) その他第 Ⅱ 種ビジネスコミュファサービスの内容を特定するため必要な事項

#### (第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約申込の承諾)

- 第 25 条 当社は、第 II 種ビジネスコミュファ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
  - (2) 第Ⅱ種ビジネスコミュファサービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。
  - (3) 第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約の申込者がビジネスコミュファサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
  - (4) その他第 II 種ビジネスコミュファサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

### (最低利用期間)

- 第 26 条 第 II 種ビジネスコミュファサービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、第 II 種ビジネスコミュファサービスの提供を開始した日から起算して 1 年間とします。
- 3 第Ⅱ種契約者は、前項の最低利用期間内に第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約の解除があった場合は、当社が 定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

#### (品目等の変更)

- 第 27 条 第 Ⅱ 種契約者は、第 Ⅱ 種ビジネスコミュファサービスの品目及び細目の変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 25 条(第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (契約者回線の移転)

- 第 28 条 第Ⅱ種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 25 条(第 II 種ビジネスコミュファ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (契約者回線の異経路)

第 29 条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、第Ⅱ種契約者の請求に基づき、その契約者回線を異経路により設置します。

#### (その他の契約内容の変更)

- 第30条 当社は、第Ⅱ種契約者から請求があったときは、第24条(第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約申込の方法) に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 25 条(第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (第Ⅱ種契約者が行う第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約の解除)

- 第 31 条 第 Ⅱ 種契約者は、第 Ⅱ 種ビジネスコミュファ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめビジネスコミュファサービス取扱所に書面により通知して頂きます。
- 2 前項により、第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約を解除する場合、第Ⅱ種契約者が所有又は占有する敷地、家屋、 構築物等の復旧を要するときには、第Ⅱ種契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

#### (当社が行う第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約の解除)

- 第 32 条 当社は、第 44 条(利用停止)の規定によりビジネスコミュファサービスの利用を停止された第Ⅱ種契約者が、その事実を解消しないときは、第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約を解除することがあります。
- 2 当社は、契約者が第 44 条(利用停止)第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第 44 条(利用停止)の規定にかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないで第 II 種ビジネスコミュファ契約を解除することがあります。
- 3 当社は、第 II 種契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、第 II 種ビジネスコミュファ契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前三項の規定により第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約を解除しようとするときは、あらかじめ第Ⅱ種契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5 第1項乃至第3項の規定による第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約の解除にあたり、第Ⅱ種契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧を要する場合には、第Ⅱ種契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

#### (その他の提供条件)

第 33 条 第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3によります。

#### 第5章 付加機能

#### (付加機能の提供)

- 第 34 条 当社は、契約者から請求があったときは、そのビジネスコミュファ契約について、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。
  - (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等ビジネスコミュファサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、若しくはそのおそれがあると当社が判断したとき。

#### (付加機能の廃止)

- 第35条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。
  - (1) その付加機能の提供を受けている契約者から、ビジネスコミュファ契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。

- (2) 料金表第1表(料金)に定める付加機能の提供条件を満たさなくなったとき。
- (3) 当社は、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

#### 第6章 端末設備の提供等

#### (端末設備の提供)

第36条 当社は、その契約者回線について料金表に定めるところにより端末設備を提供します。

#### (端末設備の利用の一時中断)

第37条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

### 第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

- 第38条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をビジネスコミュファサービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社 以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾し ます。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証し ません。

### (他社接続回線との相互接続)

第 39 条 当社は、他社接続回線と接続するビジネスコミュファ契約の申込みを承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

#### (他社接続回線の接続変更)

- 第40条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更(以下「他社接続回線変更」といいます。)を行います。
  - 2 当社は前項の請求があったときは、第 25 条(第Ⅱ種ビジネスコミュファ契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (接続休止)

第 41 条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が当社のビジネスコミュファサービスを全く利用できなくなったときは、そのビジネスコミュファサービスについて接続休止(そのビジネスコミュファサービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのビジネスコミュファサービスを一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)とします。

ただし、そのビジネスコミュファサービスについて、契約者から利用の一時中断の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのビジネスコミュファ契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、当社は、その契約者にそのことを通知します。

(相互接続点の所在場所の掲示等)

- 第 42 条 当社は、相互接続点の所在場所について、当社が指定するビジネスコミュファサービス取扱所に掲示するものとします。
- 2 前項の相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

#### 第8章 利用中止等

#### (利用中止)

- 第43条 当社は、次の場合には、ビジネスコミュファサービスの利用を中止することがあります。
  - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第 45 条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
  - (3) 第 42 条(相互接続点の所在場所の掲示等)の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりビジネスコミュファサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

#### (利用停止)

- 第 44 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのビジネスコミュファサービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったビジネスコミュファサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのビジネスコミュファサービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) 第 62 条(利用に係る契約者の義務)又は第 63 条(他人に使用させる場合の契約者の義務)の規定に違反したとき。
  - (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
  - (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気 通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検 査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者 回線から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりビジネスコミュファサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

#### 第9章 通信等

#### (通信利用の制限等)

第 45 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したとき、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。

#### 第10章 料金等

### (料金及び工事に関する費用)

- 第 46 条 当社が提供するビジネスコミュファサービスの料金は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。
- 2 当社が提供するビジネスコミュファサービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、 料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。
  - (注)本条第1項に規定する料金は、当社が提供するビジネスコミュファサービスの態様に応じて、回線使用料、加算額、付加機能使用料及び減算額を合算したものとします。

### (料金の支払義務)

第 47 条 契約者は、そのビジネスコミュファ契約に基づいて当社がビジネスコミュファサービスの提供を開始した日(付加機能及び端末設備の提供についてはその提供を開始した日)から起算して契約の解除があった日(付加機能及び端末設備についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりビジネスコミュファサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
  - (1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
    - ア 利用の一時中断をしたとき。
    - イ 利用停止があったとき。
  - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、ビジネスコミュファサービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

#### 区別 支払いを要しない料金 契約者の責めによらない理由により、そのビ そのことを当社が知った時刻以後の利 ジネスコミュファサービスを全く利用できない状 用できなかった時間(この表の1欄に規 態(その契約に係る電気通信設備による全て 定する時間の倍数である部分に限りま の通信に著しい支障が生じ、全く利用できない す。)に対応するそのビジネスコミュファ サービス(そのビジネスコミュファサービ 状態と同程度の状態となる場合を含みます。) が生じた場合(2欄から3欄までに該当する場 スの一部を利用できなかった場合は、そ 合によりその状態が生じた場合を除きます。) の部分に限ります。)についての料金 に、そのことを当社が知った時刻から起算し て、24時間以上その状態が連続したとき。 2 当社の故意又は重大な過失によりそのビジネ そのことを当社が知った時刻以後の利 スコミュファサービスを全く利用できない状態が 用できなかった時間について、その時間 に対応するそのビジネスコミュファサー 生じたとき。 ビス(そのビジネスコミュファサービスの 一部を利用できなかった場合は、その部 分に限ります。)についての料金 3 契約者回線の移転若しくは端末設備の移転に 利用できなくなった日から起算し、再び 伴って、ビジネスコミュファサービスを利用でき 利用できる状態とした日の前日までの 日数に対応するそのビジネスコミュファ なくなった期間が生じたとき(契約者の都合によ りビジネスコミュファサービスを利用しなかった サービス(そのビジネスコミュファサービ 場合であって、その設備を保留したときを除きま スの一部を利用できなかった場合は、そ の部分に限ります。)についての料金 す。)。

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 4 第2項の規定にかかわらず、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### (工事費の支払義務)

第 48 条 契約者は、ビジネスコミュファ契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条乃至第 50 条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して 解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。 この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### (線路設置費の支払義務)

第 49 条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2(線路設置費)に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りでありません。この場合、

既に線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

- (1) 契約者回線の終端がビジネスコミュファサービス区域外(収容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。)となるビジネスコミュファ契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
- (2) 契約者回線の終端が区域外にある契約者回線について、その種類及び品目等の変更の請求をし、その 承諾を受けたとき。
- (3) 移転後の契約者回線の終端が区域外となる契約者回線の移転(移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して 解除等があったときまでに着手した工事(区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。)の部分に ついて、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、そ の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### (設備費の支払義務)

第 50 条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要するビジネスコミュファ契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3(設備費)に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設備等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して 解除等があったときまでに着手した工事(解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっている部分に 限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要 する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### (債権の譲渡)

第51条 当社は、この約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権 の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

#### (料金の計算方法等)

第 52 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

#### (料金等支払いの連帯責任)

第 53 条 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

#### (割増金)

第 54 条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

#### (遅延損害金)

第 55 条 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年 10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

#### 第11章 保守

#### (契約者の維持責任)

第 56 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

#### (契約者の切分責任)

- 第 57 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、 契約者回線等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障の ないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていだきます。
- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、ビジネスコミュファサービス取扱局において 試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

#### (修理又は復旧の順位)

第 58 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 45 条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機 関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除 きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注)当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にそのビジネスコミュファサービスに係る電気通信設備を変更することがあります。

### 第12章 損害賠償

#### (責任の制限)

第59条 当社は、ビジネスコミュファサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのビジネスコミュファサービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通

信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。 以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、第 47 条(料金の支払義務) 第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償しま す。

- 2 前項の場合において、当社は、ビジネスコミュファサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(第 47 条第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。)に対応するそのビジネスコミュファサービスに係る料金額(この約款の規定により当社が定める料金額(そのビジネスコミュファサービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額)に限ります。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりビジネスコミュファサービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

#### (免責)

- 第60条 当社は、ビジネスコミュファサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、当社の責めに帰すべき理由によるものでないときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更 (ビジネスコミュファサービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更 を含みます。)により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を 要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

#### 第13章 雑則

### (承諾の限界)

第 61 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき、若しくはそのおそれがあると当社が判断したときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

#### (利用に係る契約者の義務)

第62条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がビジネスコミュファ契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気 通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がビジネスコミュファ契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がビジネスコミュファ契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、ビジネスコミュファサービスを利用しないこと。

- なお、当社が別に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみ なします。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

#### (契約者以外に使用させる場合の契約者の義務)

- 第 63 条 契約者は、当社がビジネスコミュファ契約に基づき設置した電気通信設備を契約者以外の者に使用 させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。
  - (1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良の管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、当社が ビジネスコミュファ契約に基づき設置した電気通信設備を使用する者の行為についても、当社に対し責任 を負っていただきます。
  - (2) 契約者は、当社がビジネスコミュファ契約に基づき設置した電気通信設備に関する料金又は工事に関する費用のうち、その設備を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。
  - (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線に接続する自営端末設備又は自営電気 通信設備のうち、その契約者回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負って いただきます。
  - (注)本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げる約款の規定の適用とします。
    - ア 第56条(契約者の維持責任)
    - イ 第57条(契約者の切分責任)
    - ウ 別記5(自営端末設備の接続)
    - エ 別記6(自営端末設備に異常がある場合等の検査)
    - オ 別記7(自営電気通信設備の接続)
    - カ 別記8(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

#### (契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第 64 条 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

#### (技術的事項及び技術資料の閲覧)

- 第 65 条 ビジネスコミュファサービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。
- 2 当社は、当社が指定するビジネスコミュファサービス取扱所において、ビジネスコミュファサービスを利用するうえで参考となる別記11の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

### (法令に規定する事項)

- 第 66 条 ビジネスコミュファサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。
  - (注)法令に定めがある事項については、別記5乃至9に定めるところによります。

#### (注意喚起)

第67条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。)第14条第1項第7号に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構が行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。)により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、その電気

通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

2 当社は、機構法の改正等により、前項に定める取扱いを終了することがあります。

### (附帯サービス)

第 68 条 ビジネスコミュファサービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、別記12に定めるところによります。

### (閲覧)

第69条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

別記

1 ビジネスコミュファサービスの提供区域等

ビジネスコミュファサービスの提供区域は、次に掲げる県の区域とします。

県の区域

愛知県、静岡県(富士川以西)、三重県、岐阜県、長野県

#### 2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてビジネスコミュファサービス取扱所に通知していただきます。
- (2) 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

#### 3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかにビジネスコミュファサービス取扱所に通知していただきます。

#### 4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) ビジネスコミュファ契約に係る契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は 建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から 提供していただきます。
- (2) 当社は、契約者から要請があったときは、当社が別に定めるところによりその契約者回線及び端末設備の設置場所を提供することがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、 当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の 負担によりその特別な設備を設置していただきます。

#### 5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、 その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合に おいて、技術基準等に適合することについて登録認定機関(事業法施行規則第32条第1項第5号に基 づき総務大臣の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。)の認定を受けた端末機器以外の自営 端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

- イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4)(3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に 通知していただきます。

### 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの 円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技 術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。

この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- (2)(1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3)(1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

#### 7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、 その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設 備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の 書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認 定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4)(3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当 社に通知していただきます。

### 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規

定に準じて取り扱います。

#### 9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に 適合するよう維持します。

#### 10 新聞社等の基準

用 語	用語の意味
1 新 聞 社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的 として、あまねく発売されること。
2 放送事業者	(2)発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。 電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

#### 11 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1)物理的条件
- (2)電気的条件
- (3)論理的条件

### 12 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、契約者から請求があったときには、その契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)にその契約に係るIPアドレス(インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。)の割当て若しくは返却又はJPNIC及び日本レジストリサービス等(以下「JPRS等」といいます。)にその契約に係るドメイン名(JPNIC及びJPRS等によって割り当てられる組織等を示す名称をいいます。以下同じとします。)の割当て、変更若しくは返却の申請手続き等を行います。この場合、契約者はJPNIC及びJPRS等に対し支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。
- (2)(1)の場合、契約者は料金表第3表(ドメイン名取得申請手数料)に規定する料金を支払っていただきます。
- (3) 契約者は、その契約者回線等においてドメイン名(そのビジネスコミュファ契約に係るものに限ります。 以下 12 において同じとします。)を利用している場合は、料金表第3表第3(ドメイン名維持料)に規定する料金を支払っていただきます。
- (4) 契約者はドメイン名を利用している場合において、そのビジネスコミュファ契約の解除又は付加機能の廃止があったときは、そのドメイン名について、速やかに指定事業者(JPRS等に対しドメイン名に係る申請手続きの代行を行う事業者であって、JPRS等が定める者をいいます。以下 12 において同じとします。)の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。

- (5)(4)の場合において、ビジネスコミュファ契約の解除又は付加機能の廃止後 5 日を経過してもなお指定 事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、契約者 からドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求があったものとして、そのドメイン名の廃止の申請手続き を行うことがあります。
- 13 インターネット接続機能における禁止事項

契約者は、インターネット接続機能の利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権(特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等)、その他の権利を侵害する行 為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為又はき損するおそれのある行為。
- (4) 脅迫的な行為、民族的・人種的差別につながる行為。
- (5) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為、又はこれを誘発若しくは扇動する行為。
- (6) わいせつ、児童ポルノ、猥雑若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行 為。
- (7) 法を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為(無限連鎖講(ネズミ講)の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等。)。
- (8) インターネット接続機能により利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。
- (9) 他人になりすましてインターネット接続機能を利用する行為(偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。)。
- (10) 他の契約者等の個人情報を収集又は蓄積する行為。
- (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (12) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い 影響を及ぼすおそれがある行為。
- (13) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為。
- (14) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する 行為。
- (15) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為。
- (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る行為。
- (17) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。

#### 14 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権に応じて名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

# 料 金 表

### 通則

### 第1表 料金

第 I 種ビジネスコミュファサービスに関するもの

- 1 適用
- 2 料金額
  - 2-1 回線使用料
  - 2-2 加算額
  - 2-3 付加機能使用料

### 第Ⅱ種ビジネスコミュファサービスに関するもの

- 1 適用
- 2 料金額
  - 2-1 加算額

### 第2表 工事に関する費用

- 第1 工事費
  - 1 適用
  - 2 工事費の額
- 第2 線路設置費
  - 1 適用
  - 2 線路設置費の額
- 第3 設備費
  - 1 適用
  - 2 設備費の額

### 第3表 附帯サービスに関する料金

- 第1 ドメイン名取得申請手数料
- 第2 ドメイン名維持料

#### 通則

#### (料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がそのビジネスコミュファ契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 暦月の初日以外の日にビジネスコミュファサービスの提供の開始(付加機能及び端末設備についてはその提供の開始)があったとき。
  - (2) 暦月の初日以外の日にビジネスコミュファ契約の解除(付加機能及び端末設備についてはその廃止) があったとき。
  - (3) 暦月の初日にビジネスコミュファサービスの提供の開始(付加機能及び端末設備についてはその提供の開始)を行い、その日にそのビジネスコミュファ契約の解除(付加機能及び端末設備についてはその廃止)があったとき。
  - (4) 暦月の初日以外の日にビジネスコミュファサービスの種類及び品目等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5) 第47条(料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

#### (端数処理)

4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### (料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するビジネス コミュファサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

#### (料金等の一括後払い)

7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5及び6の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### (前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
  - (注)8に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

#### (消費税相当額の加算)

9 第 47 条(料金の支払義務)から第 50 条(設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かっこ内の料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

### (料金等の臨時減免)

- 10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
  - (注)当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のビジネスコミュファサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

#### (実費の算定方法)

- 11 当社は、この約款に規定する加算額及び設備費のうち別に算定する実費は、次のとおりとします。
  - (1) 加算額

ア 回収すべき金額(年額)は、次の各項目の合計額とします。

- ① 営 業 費:創設費×営業費率
- ② 諸 税:創設費×諸税率
- ③ 報酬:創設費×報酬額率
- イ 収納すべき料金額(月額)は、(1)の方法により算定した回収すべき金額(年額)の 12分の1の額とします。

#### (2) 設備費

設備費の額=物品費+取付費+間接費

項目	区 分	算 定 方 法
物品費		購入価格
取付費	ア 労務費	1時間当り人件費単金×延労働時間 左記のア、イ
	イ 消耗品費	消耗品価格に消耗品の調達に要する費用 を の合計額 の合計額
間接費		当該工事に係る物品費及び取付費以外に要する全ての経費(ガソリン代、車両の維持費、測定器等の損料、管理費等)

# 第1表 料金

# 第 I 種ビジネスコミュファサービスに関するもの

### 1 適用

区 分	内容		
(1) 収容区域及び加入	ア 当社は、ビジネスコミュファサービス取扱局に契約者回線を収容する区域(以下		
区域の設定	「収容区域」といいます。)及びその収容区域のうち、特別な料金(線路設置費及		
	び線路に関する加算額)の支払いを必要としないでビジネスコミュファサービスを		
	提供する区域(以	下「加入区域」といいます。)を定めます。	
		入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条	
		当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。	
(2) 品目に係る料金の		を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。	
適用	品目	内容	
旭刀			
		100Mb/s の符号伝送が可能なもの	
	1Gb/s   最大	1Gb/s の符号伝送が可能なもの	
	10Gb/s   最大	10Gb/s の符号伝送が可能なもの	
	イ 第 I 種契約者が	指定することができる契約者回線の終端の場所は、当社が別	
	に定めるビジネス:	コミュファサービス取扱局の収容区域内に限ります。	
(3) 細目に係る料金の		用するにあたって、次表のとおり保守の態様による細目を定め	
適用	ます。	AND A LOOPED COOKED COOKED TO A STATE OF THE CASE	
22713	区別	内 容	
	保守タイプ 1	削除	
	/日立たノゴ 0		
	保守タイプ 2	保守タイプ3以外のもの	
	保守タイプ 3	午前9時から午後5時までの時間に限り、その契約者回	
		線について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、修	
		理又は復旧を行うもの	
(4) プランに係る料金	当社は、料金額を適		
の適用	区分	内 容	
	プラン1	ビジネスコミュファ光電話サービス契約約款に定めるビ	
		ジネスコミュファ光電話サービスを光電話ゲートウェイ	
		の機能により提供するもの	
		(ビジネスコミュファプロ)	
	プラン2	ビジネスコミュファ光電話サービス契約約款に定めるビ	
		ジネスコミュファ光電話サービスをホームゲートウェイ	
		の機能により提供するもの	
		(ビジネスコミュファライト)	
	プラン3	ビジネスコミュファ光電話サービス契約約款に定めるビ	
		ジネスコミュファ光電話サービスを光電話ゲートウェイ	
		の機能により提供するものであって、契約者回線の終	
		端にホームゲートウェイを接続して提供するもの	
		(ビジネスコミュファプロアドバンス)	
(5) 具体利用物眼点,	マ 笠 エ 呑じジュュー	コミュコッサービフには、男奴牧に トスチのを吟いて見ばむ田田	
(5) 最低利用期間内に	ア 第 I 種ビジネスコミュファサービスには、異経路によるものを除いて最低利用期		
契約の解除等があ	間があります。		
った場合の料金の	イ 第 I 種契約者は、最低利用期間内に第 I 種ビジネスコミュファ契約の解除があ		

適用	った場合は、第 47 条(料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、 残余の期間に対応する回線使用料の基本料に相当する額を一括して支払ってい ただきます。		
(6) 契約者回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用	ア その契約者回線が収容されているビジネスコミュファサービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱(契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について、区域外線路の加算額を適用します。イ 加入区域の設定・変更により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。ウ その契約者回線が異経路((6)の「異経路の線路」の部分に限ります。)によるものであるときは、前ア、イの規定は適用しません。		
(7) 異経路による契約 者回線の加算額の 適用	ア 契約者回線の終端が直接収容される 収容区域を超える地点から引込材 す。)について、異経路の線路の加 イ 異経路の線路に係る加算額についます。	までの線路 算額を適用し	ら(以下「異経路の線路」といいま します。
(8) 特別電気通信設備 の加算額の適用	契約者回線において、当社が特別な信設備の加算額を適用します。	電気通信設備	備を提供した場合に、特別電気通
(9) 回線終端装置の加 算額の適用	回線終端装置の使用料は、回線使用		
(10) ホームゲートウェイ 利用料の適用	当社がホームゲートウェイを提供した場合に、ホームゲートウェイ利用料を適用します。		
(11) 配線設備の加算 額の適用	配線設備の使用料は、回線使用料の基本料に含みます。		
(12) 付加機能使用料 の適用	当社が付加機能を提供した場合に、付加機能使用料を適用します。		
(13) 復旧等に伴い契 約者回線の経路を 変更した場合の料 金の適用	故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線使用料(区域外線路に関する加算額を含みます。)は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。		
(14) 定期継続利用契約期間に係る料金の適用 (ステップ割ビジネス)	ア 当社は、契約者(プラン1またはプラン3の契約者に限ります)からそのビジネスコミュファサービスに係る契約者回線について、次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下この欄において「定期継続利用」といいます。)の申出を行った契約者(ただし、第 17 条(利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断を受けている契約者は除きます。)に対し、定期継続利用契約期間を適用します。イ 定期継続利用契約期間は、次表の左欄に規定する期間をもって満了となります。ウ 当社は、イの規定により定期継続利用契約期間が満了した場合は、定期継続利用の申し出をした契約者より申し出がない限り、満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に定期継続利用契約期間を更新します。ただし、定期継続利用契約期間の更新の回数(以下この欄において「更新回数」といいます。)は2までとします。 エ 当社は、アに規定する定期継続利用契約期間において、エに規定する定期継続利用契約期間の更新回数に応じ、回線使用料の基本料について、次表の右欄に定める回線使用料の基本料の減額を適用いたします。		
	継続して利用する期間 A 継続利用の申出を当社が承	更新回数 O	回線使用料の基本料の減額 回線使用料の基本料に0.15
	諾した日(ビジネスコミュファサ		を乗じて得た額

ービスの申込みと同時に長期 継続利用の申出があった場合 は、その契約者回線の提供を 開始した日)から起算して、そ の日を含め 24 か月後までの期 間		
B A欄の規定する期間が満了 した翌日から起算してその日を 含め 36 ヶ月後までの期間	1	回線使用料の基本料に0.20 を乗じて得た額
C B欄の規定する期間が満了 した翌日から起算してその日を 含め 36ヶ月後までの期間	2	回線使用料の基本料に0.25 を乗じて得た額

- オ 当社は、ウの規定により更新回数が2となり定期継続利用契約期間を満了した場合、若しくは定期継続利用契約期間の更新の解除の申し出があり、定期継続利用契約期間を満了した時点の回線使用料の基本料の減額を定期継続利用契約期間満了日以降についても適用します。
- カ アに規定する定期継続利用契約期間にはビジネスコミュファサービスの利用の 一時中断があった期間を含みます。
- キ ビジネスコミュファサービスの品目等の変更があった場合は、変更前の継続利 用期間を引き継ぎます。
- ク 第 17 条(利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断を受けている契約者おいては、エに規定する回線使用料の基本料の減額は適用しません。
- ケ 定期継続利用契約期間の満了前に定期継続利用に係るビジネスコミュファサービス契約の解除又は定期継続利用の廃止があった場合には、10,000円(消費税相当額込11,000円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。 ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。
- コ 定期継続利用の申出については、1の契約者回線につき1の申出に限ります。 ただし、継続期間の満了前に定期継続利用に廃止があった場合には、この限りで はありません。

### (15)長期契約割引の適 用

- ア 当社は、契約者(プラン2の契約者に限ります)から、そのビジネスコミュファサービスに係る契約者回線について、3年間又は5年間の継続利用(以下この欄において「長期契約」といいます。)の申出があった場合には、回線使用料の基本料の減額(以下この欄において「長期契約割引額」といいます。)を適用します。
- イ 長期契約割引の適用の対象となる期間(以下この欄において「長期契約期間」 といいます。)はあらかじめ3年間または5年間のいずれか1つを選択していただ きます。
- ウ 長期契約割引については、長期契約の申出を当社が承諾した日(ビジネスコミュファサービス契約の申込みと同時に長期契約の申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日)から適用します。
- エ 長期契約期間には、契約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。
- オ 当社は、長期契約に係る契約者回線について、利用休止又は当該契約者回線 の解除があった場合には、長期契約割引を廃止します。
- カ 長期契約期間の中途における長期契約の種類の変更については、変更後の長期契約期間が変更前の長期契約期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。
- キ 前項の規定により長期契約期間を変更したときは、変更後の長期契約割引の 料金については、変更の申出を当社が承諾した日から適用します。この場合、変 更後の長期契約期間満了日については、変更前の長期契約割引の適用を開始

	した日から起算して算出します。	
	ク 長期契約期間の満了後、ビジネスコミュファ	マサービス契約を継続する場合は、引
	き続き長期契約割引額を適用します。	
	ケ 長期契約期間内に長期契約の廃止があっ	た場合には、それぞれ次に掲げる額
	を当社が定める期日までに一括して支払って	こいただきます。
	区分支	払いを要する額
	長期契約の廃止 残余の期間に対応する	る長期契約割引額相当額の料金
	があった場合	
	N 03 772 33 II	
(16)固定IPアドレス機	│ │ア 固定IPアドレス機能追加サービスを利用し	た提合は、2(料全類)に担定するは
能追加サービスに	一加機能利用料を適用します。	元物日18、2(种亚银/15/30)的
関する料金等の適	加機能利用など週刊であり。   イ 当社は、1の契約者回線につき1の固定し	たロアドレスたけらします
用	1	
(17) パソコン向けセキ	ア セキュリティ対策サービスを利用する場合	
ュリティ対策サービ	能利用料のセキュリティ対策サービス利用	:
スに係る料金等の	提供サーヒ	Ĩ,
適用	│ │トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュ!	Jティ対策ソフトウエア「ウイルスバ
	│ │スタークラウド月額版(3OS分)」のエンドユ·	ーザライセンス契約を、当社を通じ
	て提供するもの	
	イ 本サービスにおいて、その他提供条件につ	いては、当社が別に定めるところ及
	びトレンドマイクロ株式会社とのエンドユー	ザライセンス契約によります。
	ウ 料金表通則の規定にかかわらず、利用料	の取扱いは次のとおりとします。ま
	た、利用日数に応じた日割はいたしません	0
	区分	利用料の取扱い
	(ア) セキュリティ対策サービスの提供の開	当該月分の利用料の支払いを要
	始があったとき(当該月にそのセキュリ	
	ティ対策サービスの利用の廃止があっ	
	たときを除きます。)	
	(イ) セキュリティ対策サービスの利用の廃	当該月分の利用料の支払いを要
	止があったとき	します。
	エ 本サービスは、ウイルスの検知及び駆除な	
	能なウイルスはウイルス検知及び駆除又は	
	ターンファイル(ウイルスを検知するため、行	
	てまとめたもの)により対応可能なウイルス	
	オ 本サービスは、ウイルスの検知及び駆除な	
	なる これは、アイルスの展別及び帰還が2	には門所として九王な「成化と木だりこ
	ことは証する500ではありません。   カ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する	S指宝についてけ青年を負わない±.
	のとします。	がは日については其口で負わない。
(18) 複数セッション接	ア 複数セッション接続サービスを利用した場。	今け の(料今苑)に担守する仕加機
続サービスに関する		口は、2(杯並領)に死たする円加援
料金等の適用		ッド・コン技徒サービスを適用します。
(19) レセプト接続サー	ア レセプト接続サービスを利用した場合は、2	
ビスに関する料金等	ゲーレセフト接続サービスを利用した場合は、2   料を適用します。	- (イヤナ亚俄川〜)尻にりる門川(俄肥利用
ログル 関する料金等 の適用	''-'-'	、按结サ <u>ービフを</u> 溶田しま <del>す</del>
	イ 当社は、1の契約者回線につき1のレセプ	
(20) ヘルスケア GW サ	ア ヘルスケアGWサービスを利用した場合は	、4、料並銀川〜祝疋9の竹川機能利
ービスに関する料金	用料を適用します。	
等の適用	イ 当社は、1の契約者回線につき1のヘルス	
	ウ 当社は、レセプト接続サービスを提供してに	いる契約有に限りヘルスケアGWサー
	ビスを提供します。	

### 2 料金額

# 2-1 回線使用料

### (1) 基本料

### (ア)プラン1のもの

### 1の契約者回線ごとに月額

品目	料金額
100Mb/s	5,800 円(6,380 円)
1Gb/s	6,140 円(6,754 円)

### (イ)プラン2のもの

### 1の契約者回線ごとに月額

品目	料金額
1Gbb/s	6,140 円(6,754 円)
10Gb/s	9,000 円(9,900 円)

### (ウ)プラン3のもの

# 1の契約者回線ごとに月額

品目	料金額	
100Mb/s	5,800 円(6,380 円)	
1Gb/s	6,140 円(6,754 円)	

### (2) 加算料

### 1の契約者回線ごとに月額

区 分	料金額
保守タイプ 2 のもの	3,000 円(3,300 円)
ホームゲートウェイを利用するもの	400 円(440 円)

### 2-2 加算額

### 月額

料金種別	区 分	単位	料金額
ア 区域外線路使用料	光配線の場合	区域外線路 100m までご	1,000円(1,100円)
		とに	
イ 異経路の線路			別に算定
			する実費
ウ 特別電気通信設備			別に算定
使用料			する実費

### 2-3 付加機能利用料

### 2-3-1 固定 IP アドレス機能追加サービス利用料

料金種別	単位	料金額(月額)
固定 IP アドレス機能追加サービス利用料	1IP アドレスごとに	4,000 円(4,400 円)

### 2-3-2 パソコン向けセキュリティ対策サービス利用料

区 分	単 位	料 金 額(月額)
トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティ	1申込みごとに	
対策ソフトウェア「ウイルスバスターマルチデバイ		400 EU/400 EU\
ス月額版(3OS分)」のエンドユーザライセンス契		420 円(462 円)
約を、当社を通じて提供するもの		

### 2-3-3 複数セッション接続サービス利用料

料金種別	単位	料金額(月額)
	1複数セッション接続サービスごとに	500 円(550 円)
一ビス利用料		

### 2-3-4 レセプト接続サービス利用料

料金種別	単位	料金額(月額)
レセプト接続サービス	1申込みごとに	200 Ш(220 Ш)
利用料		300 円(330 円)

### 2-3-5 ヘルスケア GW サービス利用料

料金種別	単位	料金額(月額)
ヘルスケア GW サービ ス利用料	1申込みごとに	300円(330円)

# 2-4 減算額

# 1の契約回線ごとに月額

料金種別	料金額			
長期契約割引	回線使用料の基本料の額から、次表に定める割引額を減じた額			
		長期契約期間	長期契約割引額	
		3 年間	1,350 円	
		5 年間	1,960 円	

### 1 適用

区分	内容
(1) 収容区域及び加入	ア 当社は、ビジネスコミュファサービス取扱局に契約者回線を収容する区域(以下
区域の設定	「収容区域」といいます。)及びその収容区域のうち、特別な料金(線路設置費及
	び線路に関する加算額)の支払いを必要としないでビジネスコミュファサービスを
	提供する区域(以下「加入区域」といいます。)を定めます。
	イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条
	件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。
(2) 品目に係る料金の	ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。
適用	品目内容
	100Mb/s 最大 100Mb/s の符号伝送が可能なもの
	300Mb/s   最大 300Mb/s の符号伝送が可能なもの
	1Gb/s   最大 1Gb/s の符号伝送が可能なもの
	【
	1    第1種契約有が指定することができる契約有回線の終端の場所は、当社が別   に定めるビジネスコミュファサービス取扱局の収容区域内に限ります。
(3) 細目に係る料金の	ことのなこフィスコミュファリーころ収扱局の収容区域内に限りより。  当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり保守の態様による細目を定め
適用	当社は、科並額を適用するにめたうと、次表のとおり休守の態様による神日を定め   ます。
地力	区別 内 容
	│ 保守タイプ3 │ 午前9時から午後5時までの時間に限り、その契約者回線に │
	ついて修理又は復旧の請求を受け付けたときに、修理又は
	復旧を行うもの
(4) 最低利用期間内に	-   ア 第Ⅱ種ビジネスコミュファサービスには、異経路によるものを除いて最低利用期
契約の解除等があ	別があります。
った場合の料金の	イ 第 II 種契約者は、最低利用期間内に第 II 種ビジネスコミュファ契約の解除があ
適用	った場合は、約款第 47 条(料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわら
	ず、残余の期間に対応する回線使用料の基本料に相当する額を一括して支払って
	いただきます。
(5) 契約者回線の終端	ア その契約者回線が収容されているビジネスコミュファサービス取扱局の加入区
が区域外にある場	域を超える地点から引込柱(契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱(ケ
合の加算額の適用	ーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以
	下「区域外線路」といいます。)について、区域外線路の加算額を適用します。
	イ 加入区域の設定・変更により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算
	定します。
	ウ その契約者回線が異経路((6)の「異経路の線路」の部分に限ります。)によるも
	のであるときは、前ア、イの規定は適用しません。
(6) 異経路による契約	ア契約者回線の終端が直接収容されているビジネスコミュファサービス取扱局の
者回線の加算額の	収容区域を超える地点から引込柱までの線路(以下「異経路の線路」といいま
適用	す。)について、異経路の線路の加算額を適用します。
	イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは、再算定し
/_\	<b>                                    </b>
(7) 特別電気通信設備	契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通
の加算額の適用	信設備の加算額を適用します。

(8) 回線終端装置の加 算額の適用	回線終端装置の使用料は、回線使用料の基本料に含みます。
(9) 配線設備の加算額 の適用	配線設備の使用料は、回線使用料の基本料に含みます。
(10) 復旧等に伴い契 約者回線の経路を 変更した場合の料 金の適用	故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線使用料(区域外線路に関する加算額を含みます。)は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。

# 2 料金額

# 2-1 加算額

月額

料金種別	区 分	単位	料金額
ア 区域外線路使用料	光配線の場合	区域外線路 100m までご	1,000 円(1,100 円)
		とに	
イ 異経路の線路			別に算定
			する実費
ウ 特別電気通信設備			別に算定
使用料	<u>——</u>		する実費

# 第2表 工事に関する費用

# 第1 工事費

# 1 適用

工事費の適用については、第48条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次の通りとします。

1	については、第40末(工事員の文仏教術)の規定によるはが、人の通りとしより。		
区分	内 容		
(1) 工事費の適	ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線、配線設備、付加機能、端末		
用	設備及びビジネスコミュファサービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。		
(2) 工事の適用	工事の区分は次のとおりとします。		
区分	工事の区分 適 用		
	(ア) 配線設備に 契約者回線等の設置、又は取替の場合に適用します。		
	係る工事		
	(イ)端末設備に 端末設備の設置、又は取替の場合に適用します。 係る工事		
	(ウ) 回線設定等 契約者回線の設置、品目及び細目等の変更の際に、ビジ		
	に係る工事 ネスコミュファサービス取扱局の交換機及び主配線盤等		
	において工事を要する場合に適用します。		
	(エ)宅内入所工事 第 I 種契約者(プラン2の契約者に限ります)または第 I		
	種契約者が指定する契約者回線等の終端の場所と同一		
	の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の		
	建物内において、当社の係員を派遣して行う工事		
	(オ)網内工事 第 I 種契約者(プラン2の契約者に限ります)回線のサー		
	ビス取扱局内において実施する工事(契約社回線等の設		
	定等を、当社の係員を派遣することなく、電気通信回線を		
	利用して変更するものを含みます。)		
	(カ)回線接続等 第Ⅱ種契約者回線の設置、品目などの変更又は移転の		
	に係る工事際に、ビジネスコミュファサービス取扱局の交換機及び主		
	配線盤等において工事を要する場合に適用します。		
	(キ) 相互接続点 第Ⅱ種契約者回線に係る相互接続点において工事を要		
	に係る工事する場合に適用します。		
	(ク) 基本工事費 第 II 種契約者回線の設置、品目などの変更又は移転の際に適用します。		
	(ケ) 利用の一時 契約者回線及び端末設備の利用の一時中断、利用休止		
	中断等に係る 又は再利用を行う場合に適用します。 工事		
	(コ) 付加機能に 付加機能の利用開始又は変更を行う場合に適用します。 係る工事		

# 2 工事費の額

エミ	事の種 類	単位	工事費の額
配線設備に係る工事		1の工事ごとに	12,000 円(13,200 円)
端末設備に係る工事		1の工事ごとに	8,000 円(8,800 円)
回線設定等に係る工事		1の工事ごとに	5,500 円(6,050 円)
宅内入所工事		1の工事ごとに	25,500 円(28,050 円)
網内工事		1の工事ごとに	5,500円(6,050円)
回線接続等に係る工事		1の工事ごとに	2,500 円(2,750 円)
相互接続点に係る工事		1の工事ごとに	3,000 円(3,300 円)
基本工事		1の工事ごとに	24,500 円(26,950 円)
利用の一時中断に係る工事		1の工事ごとに	5,000 円(5,500 円)
	固定IPアドレス機能追加サービスに係る工事費	1IP アドレスごと に	3,000 円(3,300 円)
付加機能に係る工事費	複数セッション接続サービスに 係る工事費	1の工事ごとに	3,000 円(3,300 円)
	レセプト接続サービスに係る工事費	1の工事ごとに	3,000 円(3,300 円)

# 備考

- 1 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。
- 2 ビジネスコミュファの申込みをした契約者(ビジネスコミュファの申込みをした時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、料金表第1表(料金)に定める定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割ビジネス)の申込みをした場合、または長期契約の申出を行った場合に限り、新規契約に伴う工事費(配線設備に係る工事、端末設備に係る工事、回線設定等に係る工事の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,500円を減額します。ただし、25,500円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- 3 前項の減額を適用された契約者において、契約期間中の解約が有った場合は、解約金として25,500 (消費税相当額込28,050円)円を支払っていただきます。
- 4 前項における解約金は、長期継続利用割引の解約金とは別に請求いたします。

# 第2 線路設置費

# 1 適用

区分	内容		
(1) 線路設置費の適	線路設置費は、区域外線路(異経路による設備費の支払いを要するこ		
用	ととなる部分を除きます。)について適用します。		
(2) 線路設置費の差	ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解		
額負担	除すると同時に、新たにビジネスコミュファ契約を締結して、その場所で		
	ビジネスコミュファサービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、		
	次のとおりとします。		
	ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の		
	規定は適用しません。		
	新たに提供を受解除する電気通線路設置費の額		
	│ │ けるビジネスコミ │ │ 信サービスに係る │ │ (残額があるとき │		
	│ │ ュファサービスの │ _ │契約を新たに締│ _ │に限ります。)		
	線路設置費の額		
	した場合の線路		
	設置費の額		
	イ ビジネスコミュファサービスの種類及び品目等の変更の場合の線路設		
	置費の額は、次のとおりとします。		
	変更後の契約者   変更前の契約者   線路設置費の額		
	│ │回線を新設する │		
	ときの線路設置		
	費の額の額		

# 2 線路設置費の額

1の契約者回線につき区域外線路 100m までごとに

□ □ □	線路設置費の額
	光配線の場合
線路設置費	88,000 円(96,800 円)

# 第3 設備費

# 1 適用

区	分	内容
設備費 <i>0</i>	)適用	設備費は、次の設備について適用します。
		ア 異経路の線路の部分
		イ 特別な電気通信設備の部分

# 2 設備費の額

設備費	量の額	別に算定する実費
備考	別に算定す	「る実費の算定方法については、当社が指定するビジネスコミュファサービス取扱

備考 別に昇定する美質の昇定方法については、当社が指定するピンネスコミュファサービス取扱 所において閲覧に供します。

# 第3表 附帯サービスに関する料金

# 第1 ドメイン名取得申請手数料

区分	単 位	料金額
ドメイン名取得申請手数料	1の申請ごとに	8,000 円(8,800 円)
ドメイン名にかかるデータベース更新手数料	1の申請ごとに	1,000 円(1,100 円)

# 第2 ドメイン名維持料

# 月額

区 分	単 位	料金額
ドメイン名維持料	1ドメイン名ごとに	400 円(440 円)

別 表

# 別表 基本的な技術的事項

# 契約者回線に関するもの

品目	物理的条件	相 互 接 続 回 路
100Mb/s		IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠
300Mb/s 1Gb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠
10Gb/s		IEEE802.3an 10GBASE− 準拠

附則

#### 附則

### (実施期日)

1 この約款は、平成24年3月9日から施行します。ただしビジネスコミュファサービスの提供は平成24年4月 1日からとします。

### 附則

### (実施期日)

1 この改正約款は、平成24年5月1日から実施します。

#### (特例措置)

2 平成24年5月1日から平成24年5月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2 年間の継続利用の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

- (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線 設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円(消費税相当額込 26,775 円)を支払っていた だきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

#### (確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則

#### (実施期日)

1 この改正約款は、平成24年6月1日から実施します。

#### (特例措置

2 平成24年6月1日から平成24年6月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2 年間の継続利用の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

- (1) ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2) 契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円(消費税相当額込 26,775 円)を支払っていただきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

## (確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

# 附則

# (実施期日)

1 この改正約款は、平成24年6月30日から実施します。

## 附則

#### (実施期日)

1 この改正約款は、平成24年7月1日から実施します。

## (特例措置)

2 平成24年7月1日から平成24年9月30日までにビジネスコミュファの申込みをし、2 年間の継続利用の申し出があった第 I 種契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、第Ⅰ種契約者はこの特例措置を受けることができません。

(1)第 I 種ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。

- (2)約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円(消費税相当額込 26,775 円)を支払っていただきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

### 附則

### (実施期日)

1 この改正約款は、平成24年10月1日から実施します。

#### (特例措置)

2 平成24年10月1日から平成24年12月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

- (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円(消費税相当額込 26,775 円)を支払っていた だきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

## (確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

### 附則

#### (実施期日)

1 この改正約款は、平成25年1月1日から実施します。

#### (特例措置)

2 平成25年1月1日から平成25年3月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2 年間の継続利用の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

- (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円(消費税相当額込 26,775 円)を支払っていた だきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

### (確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附則

# (実施期日)

- 1 この改正約款は、平成25年3月1日から実施します。(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金その他 の債務については、なお、従前のとおりとします。

# 附則

### (実施期日)

1 この改正約款は、平成25年4月1日から実施します。

#### (特例措置)

2 平成25年4月1日から平成25年6月30日までにビジネスコミュファ VPN の申込みをし、2 年間の継続利用

- の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。
- ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。
- (1)ビジネスコミュファ VPN 新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円(消費税相当額込 26,775 円)を支払っていた だきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします

#### (確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ VPN サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

### 附則

#### (実施期日)

1 この改正約款は、平成25年7月1日から実施します。

#### (特例措置)

2 平成25年7月1日から平成25年9月30日までにビジネスコミュファ VPN の申込みをし、2 年間の継続利用の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

- (1)ビジネスコミュファ VPN 新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円(消費税相当額込 26,775 円)を支払っていた だきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします

### (確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ VPN サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

# 附則

#### (実施期日)

1 この改正約款は、平成25年10月1日から実施します。

# (特例措置)

2 平成25年10月1日から平成25年12月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

- (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円(消費税相当額込 26,775 円)を支払っていただきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

# (確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

### 附則

#### (実施期日)

1 この改正約款は、平成25年12月1日から実施します。

#### (特例措置

2 平成25年12月1日から平成26年1月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割ビジネス)の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。 ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

- (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る回線使用料について、ビジネスコミュファサービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間の月額基本料を無償とします。
- (2)契約期間の満了前に、ビジネスコミュファサービス契約の解除又は定期継続利用の廃止があった場合には、定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割ビジネス)に準じた、10,000円(消費税相当額込 10,500円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

# 附則

# (実施期日)

1 この改正約款は、平成26年1月1日から実施します。

#### (特例措置)

2 平成26年1月1日から平成26年3月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2 年間の継続利用の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

- (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円(消費税相当額込 26,775 円)を支払っていた だきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

## (確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則

# (実施期日)

1 この改正約款は、平成26年1月31日から実施します。

# 附則

### (実施期日)

1 この改正約款は、平成26年4月1日から実施します。

#### (特例措置)

2 平成26年4月1日から平成26年6月30日までにビジネスコミュファの申込みをし、2 年間の継続利用の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

- (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円を支払っていただきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

#### (確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

### 附則

# (実施期日)

1 この改正約款は、平成26年7月1日から実施します。

### (特例措置)

2 平成26年7月1日から平成26年9月30日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申

し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

- (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円を支払っていただきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則

### (実施期日)

1 この改正約款は、平成26年10月1日から実施します。

#### (特例措置)

2 平成26年10月1日から平成26年12月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

- (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円を支払っていただきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

# 附則

#### (実施期日)

1 この改正約款は、平成26年11月1日から実施します。

### 附則

### (実施期日)

1 この改正約款は、平成27年1月1日から実施します。

# (特例措置)

2 平成27年1月1日から平成27年3月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2 年間の継続利用の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

- (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円を支払っていただきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

## (確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

### 附則

# (実施期日)

1 この改正約款は、平成27年4月1日から実施します。

### (特例措置)

2 平成27年4月1日から平成27年6月30日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申

し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

- (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円を支払っていただきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則

### (実施期日)

1 この改正約款は、平成27年7月1日から実施します。

#### (特例措置)

2 平成27年7月1日から平成27年9月30日までにビジネスコミュファの申込みをし、2 年間の継続利用の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

- (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円を支払っていただきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

# 附則

#### (実施期日)

1 この改正約款は、平成27年10月1日から実施します。

#### (特例措置)

2 平成27年10月1日から平成27年12月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2年間の継続利用の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

- (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円を支払っていただきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

# 附則

#### (実施期日)

1 この改正約款は、平成27年10月1日から実施します。

#### (移行)

2 この改正約款実施の際現に、当社がビジネスコミュファサービス契約約款の規定により締結している次の表の左欄の契約については、この改正約款実施の日において、当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

第 I 種ビジネスコミュファサービス	第 I 種ビジネスコミュファサービス
品目 300Mb/s	品目 1Gb/s

(確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の再現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

### 附則

### (実施期日)

1 この改正約款は、平成28年1月1日から実施します。

### (特例措置)

2 平成28年1月1日から平成28年3月31日までにビジネスコミュファの申込みをし、2 年間の継続利用の申し出があった契約者に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることができません。

- (1)ビジネスコミュファ新規サービス契約に係る工事費(配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費、 回線設定等に係る工事費)について、無償とします。
- (2)契約期間中の解約が有った場合は、違約金として 25,500 円を支払っていただきます。
- (3)前項における違約金は、長期継続利用割引の違約金とは別に請求いたします。

#### (確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の際、現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則

## (実施期日)

1 この改正約款は、平成28年3月31日から実施します。

#### (移行

2 この改正約款実施の際現に、当社がビジネスコミュファサービス契約約款の規定により締結している次の表の左欄の契約については、この改正約款実施の日において、当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

第 I 種ビジネスコミュファサービス	第 I 種ビジネスコミュファサービス
保守タイプ1	保守タイプ3

### (確定債務への減額措置の適用)

3 この改正約款実施の再現に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

# 附則

### (実施期日)

1 この改正約款は、平成28年4月1日から実施します。

# 附則

### (実施期日)

1 この改正約款は、平成30年6月1日から実施します。

## 附則

#### (実施期日)

1 この改正約款は、令和元年 10月 30日から実施します。

## (経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附則

# (実施期日)

1 この改正約款は、令和2年2月1日から実施します。

# 附則

# (実施期日)

1 この改正約款は、令和2年3月1日から実施します。

# 附則

# (実施期日)

1 この改正約款は、2020年7月1日から実施します。

# 附則

# (実施期日)

1 この改正約款は、2020年12月1日から実施します。

## 附則

# (実施期日)

1 この改正約款は、2020年12月18日から実施します。

### 附則

# (実施期日)

1 この改正約款は、2021年3月1日から実施します。

### 附則

# (実施期日)

1 この改正約款は、2022年4月1日から実施します。

### 附則

# (実施期日)

1 この改正約款は、2023年11月1日から実施します。

# 附則

# (実施期日)

1 この改正約款は、2024年4月1日から実施します。

# 附則

# (実施期日)

1 この改正約款は、2024年 11 月1日から実施します。